

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救助活動の効率化、円滑化等につながることから、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

- (1) 災害 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定めるもの。
- (2) 救助活動 災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに搜索し、救出すること。
- (3) 安否不明者 当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者
- (4) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (5) 死者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

安否不明者については、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において、「住民基本台帳の閲覧制限」を確認の上、公表・非公表を判断する。

行方不明者及び死者については、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	住民基本台帳 の閲覧制限※1	家族等 の同意	公表・ 非公表	公表・非公表の理由
安否不明者	制限なし		公表※2	救助活動の効率化・円滑化のため
	制限あり		非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
行方不明者	制限なし	同意	公表※2	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	制限あり			

死者	制限なし	同意	公表※2	事実の明確化と知る権利に 대응するという社会的な公益性のため
		不同意	非公表※3	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	制限あり			

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカ行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(町名・大字名まで)、年代

注 1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

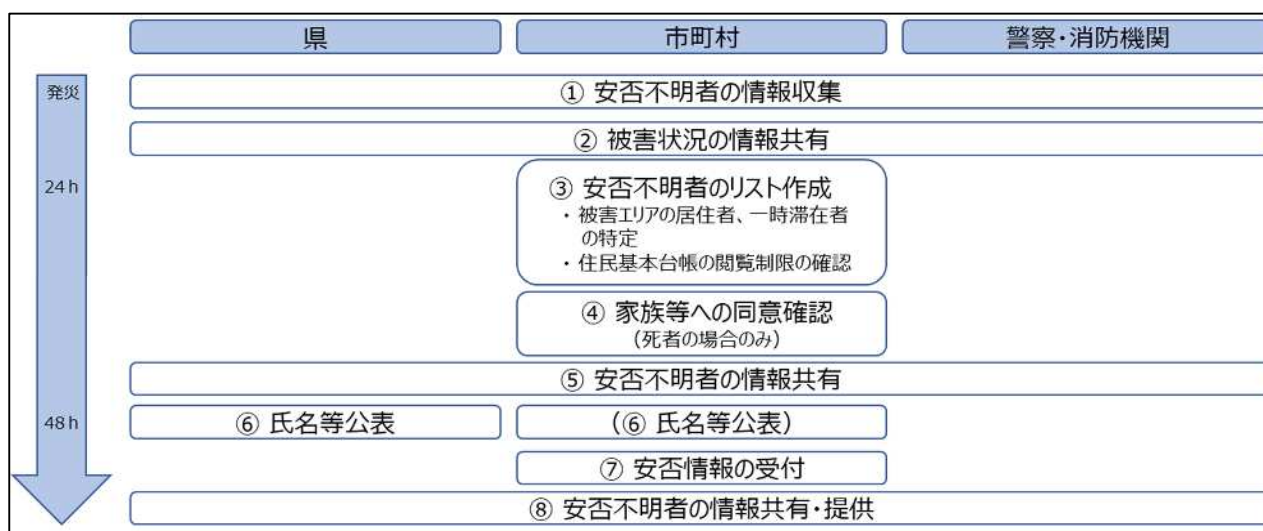
注 2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

7 公表に係る役割分担

- (1) 県 対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等
- (2) 市町村 安否不明者(行方不明者)のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、(対象者の氏名等の公表) 等
- (3) 警察・消防機関 県及び市町村との情報共有 等



8 その他

- (1) 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。
- (2) 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。

- (3) 災害対策基本法第 86 条の 15 に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

附 則

本方針は、令和 4 年 1 0 月 2 4 日から施行する。

附 則

本方針は、令和 7 年 1 月 2 3 日から施行する。